

# 指定管理者を募集します

- ①旧本庄商業銀行煉瓦倉庫  
 絹産業で発展した本庄市の歴史を伝える煉瓦造の施設です。情報発信及び交流の場として幅広く利用されています。
- 施設概要  
 ○所在地 銀座1-5-16  
 ○設置時期 平成29年4月1日  
 ○構造 鉄骨造一部木造  
 ○敷地面積 1,193.70㎡  
 ○建物面積 711.33㎡  
 ○施設内容 交流スペース、展示スペース、多目的ホール
- 指定管理者の行う業務  
 ・施設等の運営に関する業務  
 ・施設等の維持管理に関する業務  
 ・管理運営上、市長が必要と認める業務
- ②本庄市ふれあいの里いずみ亭  
 山村振興と都市との交流を図るための施設で、地域資源「そば」を中心とした生産振興活動等を行い、幅広く利用されています。
- 施設概要  
 ○所在地 児玉町河内209-1  
 ○設置時期 平成16年4月  
 ○構造 木造平屋建  
 ○敷地面積 2,597.16㎡  
 ○建物面積 178.86㎡  
 ○施設内容 交流施設(体験室・倉庫棟 70.38㎡)
- 交流施設(体験室・倉庫棟) 70.38㎡
- ★①市民活動推進課施設運営係  
 ☎0828(はにばんプラザ内)、②農政課(市役所4階) ☎1176
- ①旧本庄商業銀行煉瓦倉庫  
 食堂・厨房・事務室・トイレ、倉庫棟(車庫兼乾燥室、保冷库室、製粉施設等作業場)  
 ※埼玉県特別栽培農産物利用店舗です。
- 指定管理者が行う業務  
 ・地域の農林水産物等の生産振興及び直売活動  
 ・地域の農林水産物の加工及び販売活動  
 ・地域資源を活用した体験交流活動
- 施設等の維持管理に関する業務  
 ・管理上、市長が特に必要と認める業務
- ①②共通  
 指定期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日(5年間)  
 申請 8月9日(木)～24日(金の土)休日を除く午前9時～午後4時30分までに事前連絡のうえ直接左記へ(持参のみ)  
 ※募集要項等は、7月2日(月)から20日(金)まで左記で配布。
- 現地説明会  
 現地説明会を開催します。詳細はお問い合わせください。  
 実施日 ①7月24日(火)、②7月31日(火)

# 後期高齢者医療制度で医療を受けている人へ

- ★保険課 ☎1245
- ◆後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新されます  
 新しい後期高齢者医療被保険者証(以下、保険証)を7月中旬に簡易書留で送ります。7月末日までに届かない場合は、お問い合わせください。古い保険証は、保険課(市役所1階)、市民福祉課(アスパイアこども内)の窓口へ返却又は記載内容がわからないようにご自身で処分してください。
- ◆医療機関での窓口負担割合が見直されます  
 後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関で受診する際の自己負担割合は、前年中の所得等をもとに判定を行います。負担割合は新しい保険証に記載してありますのでご確認ください。
- ◆限度額適用・標準負担額減額認定証について  
 被保険者が住民税非課税世帯(世帯全員が所得の申告をお済みで住民税非課税の世帯)の人は、申請により医療機関での支払いが負担区分に応じた金額までとなる限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、限度額認定証)を発行しています。なお、前年度に限度額認定証を発行されている人で、今年度も非課税世帯の人には新しい限度額認定証を7月下旬に送ります。
- ◆後期高齢者医療被保険者証が改定されます  
 保険料率は、法律により2年に一度見直されます。今年度保険料率が改定となりました。
- 改定前  
 平成28、29年度の保険料率  
 均等割額 42,070円  
 所得割率 8.34%
- 改定後  
 平成30、31年度の保険料率  
 均等割額 41,700円  
 所得割率 7.86%
- ◆後期高齢者医療保険料率が改定されます  
 後期高齢者医療制度の被保険者となる前日において、被用者保険の被扶養者であった被保険者は、所得割額がからず、均等割額が5割軽減されます。所得の少ない人に対する均等割額の軽減にも該当する場合、軽減される割合の多い方が適用されます。
- ◆所得割額の軽減の廃止  
 「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の人に対する所得割額の軽減措置については平成30年度以降廃止になりました。
- ◆保険料の納め方について  
 決定通知書等を7月中旬に送ります。決定通知書等が届きましたら、後期高齢者医療保険料の納め方をご確認ください。

# 国民年金保険料を納めることが難しいときには… 7月から「免除」「納付猶予」申請の受付を開始

所得が少ないときや失業等により国民年金保険料(平成30年度16,340円/月)を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や、猶予となる「納付猶予制度」を利用しましょう。

7月2日(月)から平成30年度分(平成30年7月～平成31年6月)の申請受付を開始しますので、利用希望者は申請してください。  
 ※申請は原則、毎年度必要です。  
 なお、昨年度に全額免除又は納付猶予の承認(特例申請による承認を除く)を受けた人で、あらかじめ翌年度以降の継続申請を希望している場合は、今年度の申請は必要ありません。後日、日本年金機構から郵送される審査結果を確認してください。

## ◆保険料免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合には、申請書を出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除されます(表1参照)。

## ◆納付猶予制度

本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請書を出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が猶予されます(表1参照)。なお、対象年齢は、平成28年6月までの期間は30歳未満、平成28年7月以降の期間は50歳未満となります。

※両制度とも申請時点から2年1か月前まで遡って申請できますが、申請が遅れて保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や病気・事故などによる障害・死亡等の万一の際に障害年金や遺族年金を受けられない恐れがありますので、申請はお早目にお願います。免除等の承認を受けた期間と将来の年金受給との関係は表2のとおりとなります。

納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や病気・事故などによる障害・死亡等の万一の際に障害年金や遺族年金を受けられない恐れがありますので、申請はお早目にお願います。免除等の承認を受けた期間と将来の年金受給との関係は表2のとおりとなります。

【失業等による特例申請】  
 失業等を理由とした申請(特例申請)の場合には、失業した人(配偶者・世帯主も含む)の所得については審査対象から除かれます。

特例申請が可能な期間は、失業日(Ⅱ退職日の翌日)を起算日として、その前月から翌々年の6月までです。

## 《申請方法》

申請場所 市民課国民年金係(市役所1階)又は市民福祉課(アスパイアこども)

持参するもの ①年金手帳又はマイナンバーカード(若しくは通知カードと運転免許証等の本人確認書類)、②印鑑、③特例申請をする人は、失業したことのわかる「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「退職辞令(公務員)」等のいずれかのコピー

表1 免除等の所得基準額 (所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること)

	所得基準額
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等

※扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族(70歳以上)の場合は48万円、特定扶養親族(19歳～23歳未満)及び16歳から19歳未満までの扶養親族の場合は63万円。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金 保険料納付要件
	受給資格期間	年金額	
全額免除	算入される	8分の4が反映	算入される
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	
4分の1免除		8分の7が反映	
納付猶予・学生納付特例		反映されない	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。また、免除等を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(=追納)ができ、追納すると将来受け取る年金額は減少しません。年金額への反映率は、平成21年4月に改定されました。

★市民課国民年金係 ☎1114、市民福祉課 ☎1333、熊谷年金事務所 ☎048-522-5012